

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	花園和敬学園		
運営法人名称	宗教法人 本龍寺		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	施設長 山本 教道		
定員（利用人数）	101 名		
事業所所在地	〒 557-0032 大阪市西成区旭1-10-1		
電話番号	06	－ 6641	－ 0845
F A X 番号	06	－ 6644	－ 1118
ホームページアドレス	https://hanazonowakei.org/		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	1952年9月1日		
職員・従業員数※	正規	17 名	非正規 8 名
専門職員※	保育士19名 管理栄養士1名 調理師2名		
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0	回
前回の受審時期	年度	

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

保育理念

花園和敬学園は乳児保育、幼児教育の一端として発育旺盛にして、将来を決定する最も重要な幼児期に独立自主の気風と宗教的情操※を培い、心身の健全なる発育を促すために必要な保育をする事を目的としています。

※宗教的情操...「ののさま(仏様)の子ども」であることを忘れずに、生きとし生きるもの全て、人も鳥も虫も草も生命あることを意識して日々過ごしてほしいと願っています。

保育方針

「笑顔」「素直さ」「感謝」を忘れず、心身健康体をつくっていく

1「よく見る」「よく聞く」「よく感じる」

2子ども目線の環境をつくる

3対話保育の実践

保育のねらい

1子供の自発性を重んじ、自律性を養う。

2何事にも意欲をもって行動する。

3思いやりの心を養う。

【施設・事業所の特徴的な取組】

本園は創業から約70年にわたり受け継がれてきた保育理念を「園の心得」として明文化し、職員・保護者に周知しながら保育実践の軸としている歴史ある園である。園長は創業家3代目として法人運営と現場の双方を担い、理念と日々の保育を結びつけている。保育内容面では、児童福祉法等に基づき全体的な計画を作成し、職員が参画して評価と見直しを行うことで、一貫した保育を展開している。乳児から就学前まで、年齢や発達、家庭状況に応じた個別配慮を重視し、一人ひとりを受容する環境整備や援助が高く評価されている。また、障がいのある子どもには個別指導計画と外部専門機関との連携によりきめ細かな支援を行っている。利用者アンケートや苦情・意見の把握を行事後調査や意見箱等、複数の手段で実施し、結果を分析して改善につなげる仕組みを整えている。園児の約1割を占める外国籍児をはじめ、乳児クラスに外国籍児が多いという特徴をもつ園として、多様な家庭背景を受けとめる姿勢が根付いている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このば
大阪府認証番号	270068
評価実施期間	2025年11月7日 ～ 2025年12月18日
評価決定年月日	2025年12月19日
評価調査者（役割）	2401C036 (運営管理・専門職委員) 2301C003 (運営管理・専門職委員) 2401C047 (運営管理・専門職委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

本園は、長年にわたり継承されてきた保育理念と「園の心得」を基盤に、子どもを尊重する保育を全職員で共有し、日々の実践に反映している点が大きな強みである。全体的な計画は法令や指針に則り、子どもの発達や地域・家庭の実態を踏まえて策定され、職員が参画しながら評価・見直しを行う体制が整っている。環境構成においては、室温・採光・衛生・安全に配慮した心地よい生活空間と、一人ひとりがくつろげる場を確保し、子どもが主体的に活動できる環境づくりが高く評価されている。乳児保育から3歳以上児まで、発達段階に応じた環境と援助を整え、養護と教育の一体的な展開が実現されている点も優れている。

一方、組織運営面では、中・長期計画に数値目標や成果指標が課題となり、計画達成状況の検証がしにくいことが課題とされている。福祉人材の確保・育成についても、必要人員や専門職活用に関する基本計画が課題となり、人事基準や職員評価、体系的な目標管理の仕組みが途上段階にある。また、実習生受入れやボランティア受入れ、地域福祉ニーズに基づく公益的活動は方針・マニュアル整備が課題で、地域への貢献や次世代人材育成の観点でさらなる取組が期待される。総じて、本園は子どもと保護者への直接支援、安心・安全の確保において高水準の実践を行っており、今後は人材マネジメントと地域貢献の計画的強化により、法人としての持続的発展が見込まれる。

◆特に評価の高い点

第一に、子どもを尊重する姿勢と一人ひとりに応じた保育実践である。「園の心得」に基づき、職員が子どもの気持ちや欲求に寄り添い、穏やかな関わりを通じて安心して自己表現できる環境を整えている。第二に、生活と遊びの双方を大切に環境構成である。温度・衛生・安全に配慮した保育室に加え、主体的な遊びや友だちとの協同が生まれる場を工夫し、戸外遊びや表現活動の機会も十分に確保している。第三に、乳児・1・2歳児・3歳以上児それぞれの発達段階に応じた環境と援助が、全評価項目で高く評価されている点である。障がいのある子どもには個別指導計画と専門機関との連携により包括的な支援体制を整え、長時間保育においても在園時間や生活リズムに配慮したきめ細かな対応を行っている。さらに、利用者満足度調査や苦情受付体制を整え、結果を分析して改善につなげることで、保護者からの信頼を高めている点も本園の大きな強みである。

◆改善を求められる点

経営・組織運営面では、中・長期計画および単年度事業計画に具体的な数値目標や成果指標が課題となり、実施状況の評価が十分でないことが指摘されている。福祉人材の確保・育成については、必要人員や専門職の配置方針、人材育成の全体計画が十分に整理されておらず、総合的な人事管理や目標管理の仕組みが確立途上である。また、実習生やボランティア受入れに関する基本姿勢やマニュアル、研修プログラムが整備されておらず、過去数年実習生受入れ実績がないなど、人材育成・地域貢献の観点から改善が求められる。地域福祉ニーズの体系的把握や、それに基づく公益的・活動も限定的であり、地域との双方向的な関わり強化が今後の課題である。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびは第三者評価を通じて、本園の長年の保育実践や「園の心得」に基づく子ども第一の姿勢を丁寧にご評価いただき、感謝している。子ども一人ひとりを尊重する関わりや、安心・安全な環境整備、保護者との連携や利用者満足の上に向けた取組が高く評価されたことは、職員一同にとって大きな励みとなる。一方で、中・長期計画の具体性や数値目標の設定、人材確保・育成計画、実習生・ボランティア受入れ、地域福祉への貢献など、多くの課題をご指摘いただいたことを真摯に受け止めている。今後は、職員との話し合いを重ねながら、中長期ビジョンと人材育成方針を明文化し、計画と評価のサイクルをより見える形に整えていきたいと考えている。また、多文化な子どもたちが集う園として、地域とのつながりを広げつつ、保護者と共に子どもの育ちを支える園づくりを一層推進していくつもりである。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	事業者は、創業（約70年前）からの保育理念を脈々と継承しており、その保育理念と基本方針が適切に文書化され、「園の心得」として長年にわたって継承されていることが示されている。また、理念と基本方針は、法人や保育所の使命や目指す方向を具体的に読み取れる内容で広報媒体にも記載されており、会議や研修会での説明を通じて職員への周知も実施されている。さらに、保護者等へのわかりやすい説明資料の作成や保護者会での資料を用いた説明など、広く周知を図るための工夫がなされていることが確認できる。これらの取り組みから、職員や保護者等への理念と基本方針の十分な周知が図られていると判断できる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業経営をとりまく環境と経営状況について、社会福祉事業全体の動向、地域の福祉計画、子どもの数や保育のニーズなど、多岐にわたる情報を具体的かつ定期的に把握・分析している点が確認できる。さらに、保育のコスト分析や利用者の推移に関する分析が定期的に行われており、事業経営の安定性や将来展望を描くための準備がしっかりと整っている。これらの取り組みにより、経営環境と経営状況の把握・分析が的確に行われていると判断する。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等に関する現状分析にもとづいて具体的な課題や問題点を明らかにする取り組みにはまだ課題がある。多角的な視点での分析や課題形成が課題ではあるが、経営課題としての課題形成はできている。経営課題の解決に向けた具体的な取り組みは進められており、役員間での共有や職員への周知は行い、課題の解決に向けた実質的な取り組みがなされている。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	事業者の取り組みでは、中・長期計画において理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされており、また必要に応じて計画の見直しを行っている点が確認できる。しかしながら、計画が経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっていない点や、数値目標や具体的な成果が設定されておらず、実施状況の評価ができる内容になっていない。これにより、中・長期の事業計画は策定されているが、収支計画またはその一部に不十分な点があると判断される。	

1-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	事業者の取り組みでは、中・長期計画が単年度の計画に反映されていることが確認される。事業計画は単なる行事計画にとどまらず、具体的かつ実行可能な内容の策定がされていると判断できる。ただ、数値目標や具体的な成果が設定されていないことから、実施状況の評価が行えないという点で改善の余地があると認識した。これらの点を踏まえ、次の評価となることを判断した。	
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は園長および主任を中心に、職員の参画と意見の集約・反映のもとで策定されている上、計画期間中には事業計画の実施状況が定められた手順に基づいて把握されている。また、定期的な評価が行われ、必要に応じて見直しも実施されている。さらに、事業計画の内容は職員にしっかりと周知され、理解を促すための取組が行われているため、職員が計画を十分に理解していることが示されている。これらの取組があることで、組織的に計画が実行・評価・見直しされる体制が整っていると判断できる。	
1-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容が保護者に周知され、年度初めの懇談会等で説明されていることが確認できる。さらに、事業計画については分かりやすく説明された資料を作成するなど、保護者が理解しやすいよう配慮されている。また、保護者の参加を促すための工夫も行われている。このように、事業計画の周知と内容の理解促進に向けた取り組みが十分に行われていることが認められるため、高評価と判断する。	

		評価結果
1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	取り組み内容において、各学年で指導計画を作成する際に振り返りと改善案の立案が行われていることから、PDCAサイクルに基づく組織的な取組が実施されている。しかし、定期的な実施が課題とされており、組織全体での評価や改善活動が十分に進行していない。評価の着眼点においても、組織的な評価体制が整備されておらず、第三者評価の定期実施も不足しているため、十分に機能しているとは言い難い。	
1-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	課題の明確化については文書化されていないが、職員間での共有化が図られており、評価結果に基づいて課題を把握している様子がある。また、改善の取り組みを計画的に実施し、その評価や必要に応じた計画の見直しも行われている。このことから、改善に向けた取り組みの基盤は整っているものの、文書化と職員参画による改善策や計画の策定が不十分な点が残るため、今後の改善策の策定や文書化を進めることでさらなる向上が期待される。	

評価対象 II 組織の運営管理

		評価結果
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を 図っている。	b
(コメント)	施設長は、役割と責任を文書化し、会議や研修で周知していることが確認できる。一方で、保育所の経営・管理に関する方針と取組の明確化や、広報誌等での役割と責任の表明にはチェックがついていない。これにより、全体としては取り組みが行われているが、職員に対しての明確な表明および周知が不十分であると判断される。役割と責任のさらなる明確化と公表が進められることで、より信頼性の高いリーダーシップが期待できる。	
II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者との適正な関係を保持している。また、法令遵守に関する研修や勉強会に参加しており、環境への配慮等も含む幅広い分野についての法令を把握している。さらに、職員に対して法令等の周知を行い、遵守するための具体的な取組も実施されていることから、法令遵守のための積極的な取組が行われている状況が確認できる。以上から、適切かつ積極的な法令遵守の取組が行われていると判断される。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長が保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っていることが確認できた。また、課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示し、指導力を発揮している点が評価される。さらに、組織内で具体的な体制を構築し、職員の意見を反映する具体的な取組を行い、教育・研修の充実を図っていることから、施設長は組織としての取組に十分な指導力を発揮していると判断される。これにより、保育の質の向上に向けた積極的な取り組みが実現されている状況である。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設長は人事、労務、財務等を踏まえた分析を行っていることとされ、具体的な取り組みが行われていると評価されます。組織の理念や基本方針の実現に向けた取組として、人員配置の見直しや職員の働きやすい環境整備がなされ、組織内に同様の意識を持たせるための取組も確認されています。さらに、具体的な体制を構築し、自らその活動に積極的に参画していることから、指導力が十分に発揮されていると判断できます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	福祉人材や人員体制について基本的な計画や方針が確立されていない点が確認された。具体的な計画の有無、専門職の配置や活用についての具体的な計画がないこと、計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されていないことが示されている。また、法人として効果的な福祉人材確保を実施しているとはいえ、全体として計画が不十分であるため、必要な体制確保に向けた取り組みが進んでいないと判断された。	

II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	理念に基づく「期待する職員像」は明確にされ、職員処遇の水準についての評価・分析の取組も行われているが、人事基準の明確化や周知は不十分である。また、職員の専門性や成果の評価が行われていない。職員の意向に基づく改善策の検討・実施や将来像を描くための総合的な仕組みづくりも整っていない。これらのことから、総合的な人事管理の取組としては途中段階であり、いくつかの側面で改善が必要であると判断される。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みが整っており、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを確認している。また、職員の心身の健康と安全確保の取り組みや相談窓口設置による職員の悩み相談体制も整備されている。しかし、得られた意向や意見を基にした具体的な改善策が、福祉人材や人員体制に反映された計画としては不十分である。従って、職員の働きやすさ向上のための具体的計画の構築が求められる状況であると判断される。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が体系的に行われていない。具体的には、組織として各役職や等級に対する期待する目標が明確化されておらず、職員の目標管理のための仕組みが構築されていない。また、個別面接を通じた保育所の目標や方針の徹底が図られておらず、コミュニケーションを基にした職員の目標設定も不十分である。目標の項目、目標水準、目標期限が明確に決められていないため、職員の育成のための目標管理が効果的に機能していない状況と言える。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	取組内容では研修計画の策定が行われているが、期待する職員像や専門技術、資格について明示されていない。また、職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が欠けており、内容の充実が求められる。一方で、策定された教育や研修計画に基づき、教育・研修が実施され、計画とカリキュラムの評価と見直しが定期的に行われている点は評価できる。この状況から、研修は実施されているが、内容面での改善が必要である。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	事業者は職員の教育・研修において、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握している。新任職員をはじめ、職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われており、階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保している。また、外部研修に関する情報提供を適切に行い参加を勧奨するなど、職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう配慮されていることから、教育・研修の機会が確保され適切に実施されていると判断できる。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関して、基本姿勢の明文化やマニュアルの整備がされていない。また、専門職種に配慮したプログラムの用意や指導者に対する研修も実施されていない状況である。さらに、実習生の希望者が減少しており、過去数年にわたり実習生の受け入れ実績がないことから、研修・育成の体制が整備されている状況ではない。学校側との連携については一定の取り組みが確認できるが、全体として教育・研修が行われていないため、受入体制や育成プログラムについての充実が求められる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者は保育所の事業や財務等に関する情報を適切に公開していることが確認できる。具体的には、ホームページ等を活用し、法人や保育所の理念、基本方針、保育内容、事業計画、及び財務情報を適切に公開している。また、地域の福祉向上に向けた取組の実施状況や第三者評価の受審結果、苦情・相談対応についても公表しており、法人の存在意義や役割を明確にする取り組みを行っていることが分かる。これにより、運営の透明性が確保されているといえる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	取り組みにおいて、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営を確保するための具体的な対策が実施されている。具体的には、事務や経理、取引に関するルールの明確化とその職員への周知がされており、内部監査の定期的な実施も行われている。また、外部の専門家による監査支援を活用し、その結果に基づいて経営改善が進められている。これにより、組織全体での透明性の高い運営が図られており、社会的責任を果たす体制が整備されていると判断される。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	自治体の広報紙へ園庭開放や、地域の子どもの誕生日会などを告知しているなど、地域への働きかけが一定程度行われていることが確認できる。また、個別のニーズに応じた地域資源の活用も推奨している点は評価できる。しかし、地域との関わり方についての基本的な考え方が文書化されておらず、地域行事への参加支援体制も未整備であるため、さらに地域交流の深化が期待される。これらの観点から、評価は総合してbと判断される。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアの受入れに関する基本姿勢や地域の学校教育等への協力について明文化が行われていないとして、チェックリスト項目にチェックがついていない状況である。さらに、ボランティア受入れについてのマニュアルも整備されておらず、登録手続やボランティアの配置、事前説明等の具体的な項目が不足している。このため、ボランティアの受入れに対する基本姿勢が明示されていないと判断される。一方で、ボランティアへの研修や学校教育への協力は一部進められているものの、体制の根幹に繋がる明確な方針が不十分であると考えられる。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、地域の関係機関や団体との連携を積極的に行っており、職員間で情報が共有されている。また、定期的な連絡会を通じて各機関と協力し、地域の問題への具体的な取組を進めている。さらに、虐待が疑われる子どもへの対応として要保護児童対策地域協議会や児童相談所との連携を図っている状況も確認できる。地域のネットワーク化に対する取り組みも包括され、これにより関係機関との効果的な連携が行われていると判断される。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	事業者の取り組みでは、地域住民に対する相談事業を通じて、多様な相談に応じる機能を有していることが確認される。しかし、保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域住民との交流などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めているというチェックがつかない。これらの基準に基づき、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組は行われているが、十分とは言えない状況であると判断される。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	事業者の取り組みは、地域の福祉ニーズを把握しそれにもとづいた具体的な公益活動をほとんど行っていないことが評価の着眼点を通して確認された。具体的には、地域の子ども育成や貧困支援といった社会福祉事業の枠を超えた取り組みが行われておらず、事業や活動の計画も示されていないことが明白である。また、他の地域コミュニティとの連携も活発ではなく、地域における福祉サービスのノウハウや情報の還元が進んでいない状況である。このため、地域の福祉ニーズにもとづく具体的な活動が不足していると判断した。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、「園の心得」をもとに子どもを尊重した保育の基本姿勢を明示し、それに基づく取組を組織内で実施していることが確認できる。具体的には、理念や基本方針に基づき、職員が子どもを尊重した保育を実践するための取り組みが行われている。また、子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が保育の標準的な実施方法に反映されており、さらに組織内で勉強会や研修を実施することで、子どもの尊重や基本的人権への配慮を推進している。これにより、組織全体で共通の理解を持つための十分な取り組みが行われていると判断できる。	
III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	事業者は子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、職員への研修を通じてその理解を図っていることが確認できる。さらに、これらの規程やマニュアルに基づき、プライバシーに配慮した保育が実施されており、一人ひとりの子どもに生活の場としてふさわしい快適な環境を提供している。さらに、子どもや保護者に対してプライバシー保護に関する取り組みについて周知していることから、プライバシーに配慮した保育が行われていると判断された。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、保育所の選択に必要な情報を積極的に提供していると評価される。多くの人々が利用できる公共施設に理念や基本方針、保育内容、特性を紹介した資料を配置している。また、資料は言葉遣いや画像を用いて誰にでも理解できる内容になっている。個別の丁寧な説明や見学希望者への対応も行っており、情報提供の方法や内容について定期的に見直しを行っていることから、利用希望者に親切的な情報提供が実施されていると判断できる。	

III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	事業経営の取り組みは、保護者への説明と同意を得るプロセスにおいて非常に透明性を持ち、きちんとした手順で進められていると感じられます。さらに、保護者等が内容を理解しやすくなるよう、資料を工夫することで、保育の開始や変更時の理解を深めています。このように、組織が定めた様式に基づいて一貫した説明を行い、同意を確実に取り付ける体制を整えていることから、保護者等との信頼関係が築かれ、権利擁護の観点からも必要な取り組みを実施している印象を受けました。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	事業者は、保育所等の変更にあたって保育の継続性に十分に配慮しており、引継ぎ手順および文書が定められています。さらに、保育所の利用終了後も子どもや保護者が相談できるように担当者や窓口が設置されていることが確認されています。この内容が記載された文書も渡しているため、保育の継続性がしっかりと確保されています。これらの取り組みから、保育の継続性に対する配慮が非常に優れたものであると判断されました。	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	取り組みでは、日常の保育における子どもの満足の把握をはじめ、保護者への利用者満足に関する定期的な調査（運動会、発表会、懇談会後）や面接、懇談会での聴取などが効果的に行われている。また、職員も利用者満足の把握を目的として積極的に保護者会に参加している点が確認できる。さらに、調査結果を分析し、具体的な改善策を検討・実施する体制が整備されていることから、利用者満足の上昇に向けた取り組みが十分に行われていると評価される。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制がしっかりと整備され、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置が確認されている。また、苦情解決の仕組みが保護者にわかりやすく説明され、掲示物の掲示や資料配布も行われている。さらに、苦情を申し出やすい工夫がされており、具体的には、苦情記入カードや匿名のアンケートの実施が含まれる。加えて、苦情内容の記録が適切に保管され、保護者へのフィードバックも行われている。苦情解決の結果も適切に公表され、保育の質向上に関する取り組みも進められていることから、苦情解決の仕組みは十分に機能していると判断される。	
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	相談や意見を述べるための複数の方法や相手の選択肢に関する説明文書が作成されていない点が指摘されているが、それ以外の取り組みは行われている。ただし、文章がないために保護者に対する説明が十分でないと判断される。具体的には、文章の配布や掲示による周知活動は行われており、相談しやすい環境づくりも配慮されている。このことから、環境の整備がされている部分は評価されるが、伝えるための取組が一部不足していると評価できる。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	事業者は保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応する体制を整えている。具体的には、職員が保護者が相談しやすいよう配慮し、意見箱やアンケートを通じて意見を収集している。また、相談や意見を受けた際の記録や報告手順をマニュアル化して整備しており、迅速な対応が行われていることが認められる。さらに、意見に基づく保育の質の向上への取組や、対応マニュアルの定期的な見直しも実施されていることから、保護者からの信頼を得るための適切な対応が行われていると判断される。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
(コメント)	取り組みの内容において、リスクマネジメント体制が整備され、責任者の選任、リスクマネジメント委員会の設置が確認できる。事故発生時の対応と安全確保の責任と手順も明確化され、職員に周知されている。また、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われ、分析と改善策が職員の参画のもとで検討・実施されている。さらに、安全確保・事故防止に関する研修が職員に対して行われ、事故防止策等の実施状況や実効性が定期的に評価・見直しされている点が評価される。体制の構築と実質的な活動が行われており、リスクマネジメントにおける目標が達成されている。
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
(コメント)	感染症の予防策や発生時の対応について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されていることが示されています。また、感染症の予防と対応マニュアルが作成されており、職員への周知が徹底されているため、適切な対応が可能です。さらに、定期的に予防策や安全確保に関する勉強会が開催されており、実効性のある予防策が講じられています。マニュアルの定期的な見直しや保護者への情報提供も適切に行われており、組織としての取り組みが万全であることが評価されます。
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
(コメント)	事業者は災害時の対応体制を設定し、立地条件を考慮して保育継続のための必要な対策を講じている。さらに、子ども、保護者及び職員の安否確認方法の決定と全職員への周知が行われ、食料や備品類の備蓄リストを作成し、管理者を定めて備蓄を整えている。また、防災計画を整備し、地元の行政や関係機関と連携した訓練を実施しているため、実効性の高い災害対策が組織的に行われていると判断できる。

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	標準的な実施方法が適切に文書化されており、内容には子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されていることが確認された。さらに、その実施方法は研修や個別の指導を通じて職員に周知徹底されており、適切な確認の仕組みも整備されている。これにより、保育が画一的にならずに子ども一人ひとりの個性を考慮した対応がなされている状況である。これらの点から、質の高い保育の提供が実現されていると評価できる。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	事業者は、保育の標準的な実施方法の検証・見直しについて時期や方法を組織で定めており、定期的な実施も確保していることが確認できる。また、指導計画の内容や職員、保護者からの意見・提案を必要に応じて反映する仕組みも整備されているため、組織的な検証・見直しが実施されていると判断される。これにより、保育の質の向上が継続的に図られる体制が確立されている状況と評価できる。	

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 a
(コメント)	指導計画作成の責任者が設置され、アセスメント手法が確立されている。さらに、関連職員や保育所以外の関係者も参加した協議が実施されていることから、体制が整っていることが確認できる。また、指導計画作成時には、保護者の意向を把握し同意を含んだ手順を定め、合議体制で進めていることから、計画の作成プロセスも適切である。指導計画に基づく保育実践の振返りや評価の仕組みも機能しているため、全体的に評価基準を十分に満たしていると言える。
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 a
(コメント)	事業者の取り組みは、指導計画の見直しや評価に関する組織的な手順が十分に定められている。具体的には、指導計画の見直し時期、検討会議への職員参加、保護者の意向把握手順などの組織体制が整備されている。また、計画の評価結果を次回の指導計画に反映する取り組みも行われており、PDCAサイクルが有効に機能していることが確認される。以上の理由から、指導計画の実施状況の評価と見直しが組織的に適切に実施されていると判断した。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a
(コメント)	事業者は、子どもの発達状況や生活状況を保育所の統一した様式で把握・記録している。また、個別の指導計画に基づく保育の実施状況を記録で確認できる仕組みが整備されている。記録内容の統一を図るための要領作成や職員指導が行われており、職員間での情報の分別と正確な伝達を可能にする仕組みも導入されている。加えて、情報共有のための定期的な会議の実施やコンピュータネットワークを利用した情報共有体制が整備されていることから、子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されていると判断される。
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。 a
(コメント)	事業者は、個人情報保護規程等に基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する具体的な規定をしっかりと定めている。個人情報の不適正利用や漏えいに対する対策と対応方法も規定され、記録管理の責任者が設置されている。また、職員に対して個人情報保護の観点から適切な教育や研修を行い、職員は個人情報保護規程を理解し遵守していることも確認できる。さらに、保護者等に対して個人情報の取扱いについて説明を行っており、細部にわたって適切な管理が実施されていると判断される。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 全体的な計画の作成		
A-1-1-1-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	事業者は、全体的な計画を児童憲章や児童福祉法などの法令や指針に基づいて作成している。また、保育所の理念や方針、目標を踏まえ、子どもの発達過程や地域の実態、家庭の状況を考慮している点も確認できる。さらに、計画の作成には保育に関わる職員が参画しているだけでなく、定期的な評価を通じて次回の計画に反映させる体制が整っている。これにより、計画が一貫性と連続性を持って保育実践に活かされているため、評価基準を十分に満たしている。	
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-2-1-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	事業者は、子どもが心地よく過ごせる環境を整備するための取り組みを包括的に実施している。具体的には、室内の温度、湿度、換気、採光、音などが常に適切に保たれており、保育所内外の設備や寝具の衛生管理も徹底されている。また、家具や遊具の素材・配置に工夫があり、一人ひとりの子どもがくつろげる場所を確保していることが確認できる。食事や睡眠のための心地よい生活空間も確保され、手洗い場やトイレは明るく清潔で利用しやすい設備が整えられ、安全性にも配慮されている。このように、環境整備に関する取り組みが具体的かつ適切に実施されているため、最も高い評価に値すると判断される。	
A-1-2-1-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	すべてのチェック項目において、子どもの個人差を考慮し、一人ひとりの状態に応じた配慮と援助が行われていることが確認できる。子どもの発達や家庭環境を十分に理解した上で、その気持ちや欲求に寄り添い、安心して自己表現ができる環境を整えている。さらに、保育士が子どもに対して穏やかに話し、行動を制止する言葉を不必要に使用しないよう配慮がなされていることも評価される。これらの取り組みは、子どもが心地よく健やかに過ごせる基盤を築いている。	
A-1-2-1-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	提供された情報に基づき、取り組みが評価基準に沿って多岐にわたり実施されていると判断される。すべての評価の着眼点においてチェックがついており、一人ひとりの子どもの発達に応じた援助や、子どもの自主性を尊重した援助が行われていることが確認される。また、基本的な生活習慣の重要性について子どもたちが理解できるように工夫がなされており、活動と休息のバランスが保たれるよう配慮されている。これにより、子どもの基本的な生活習慣を身につける環境が整備されていると評価できる。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	事業者は、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、様々な側面で保育が展開されていると考えられる。具体的には、子どもが自主的・自発的に生活や遊びができる環境が整備され、自発性を発揮できるような援助が行われている。また、遊びの中で身体を動かすことができるよう援助されており、戸外での遊びの機会も確保されている。さらに、友だちと協同して活動できる状況や、様々な表現活動が自由に体験できる環境が整っている点も評価に値する。一方で、地域の人たちと接する機会についての配慮が不足しているものの、全体的に子どもの生活と遊びを豊かにするための多くの取り組みが実現されている。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	全ての評価の着眼点においてチェックがついており、取組内容が適切であると判断される。0歳児が安心して過ごせるように生活と遊びの環境を工夫しており、保育士との愛着関係を重視することで情緒の安定を図っている。また、子どもの表情を大切にし、応答的に関わる姿勢が示されているほか、0歳児の発達過程や興味関心に配慮した保育が行われている。さらに、家庭との連携も密にしており、総合的に見て適切に対応していることが確認できる。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	すべての評価の着眼点においてチェックがついており、個別の子ども状況を尊重した取り組みが行われている。一人ひとりの子どもが自発的に活動できる環境を整え、探索活動を促す環境や自我の成長に適切に対応している。また、様々な年齢や保護者との関わりを通じて家庭との連携も考慮されている。このように、一貫した手厚い配慮に基づく保育が実践されており、3歳未満児の発達段階に応じた環境と支援体制の整備が極めて良好であると判断されます。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳から5歳までの子どもたちが集団の中で適切に活動できる環境が整備されており、保育士が各年齢の特性に応じて適切に関わっている様子が確認できる。さらに、保護者や地域、就学先の小学校とのコミュニケーションも工夫されており、子どもの育ちを周囲と共有する取り組みが行われている。これにより、保育内容や方法にしっかりと配慮されており、養護と教育が一体的に展開されていると判断される。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備に非常に力を入れている。建物や設備について子どもが精神的に落ち着くことができるように整えていることに加え、子どもの発達の特性を考慮した個別の指導計画を策定し、クラス全体の指導計画と連携している。また、児童発達支援事業所とも協力し、月に一回の訪問を受け入れて具体的な指導を受けている。保育所の保護者には、障がいのある子どもの保育について適切な情報提供をし、それを通じて保育所全体での理解を深めている。このように、包括的な取り組みが確認される。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもの在園時間を考慮し、保育環境の整備や保育内容に対する配慮が十分に行われていると判断できる。具体的には、子どもの1日の生活や食事に配慮し、家庭的でゆったりとした環境を整えている。さらに、年齢の異なる子どもの共存や、生活リズムを尊重した軽食の提供が行われている。また、保育士間の引継ぎや、保護者との十分な連携が確保されており、子どもに配慮した継続的な支援が実施されている点が高く評価できる。これらの取り組みが、長時間保育を行う上で重要な配慮がなされていることを示している。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	取り組み内容では年長児の小学校見学が不定期に実施されると記載されている。また、保育士と小学校教員との交流が行われていることにチェックがついているため、小学校との連携が一定程度取られていることが確認できる（小学校の受け入れ体制による）。ただ、計画には小学校との連携や就学に関連する事項が記載されていないため、保育の内容や方法が計画に基づいて実行されているかは不十分であると判断できる。この点から判断すれば、全体的な取組みは一定の水準を満たしているが、計画段階での配慮が不足している。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	事業者は子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、それに基づいて一人ひとりの子どもの心身の健康状態を適切に把握している。加えて、体調悪化やけがに対する対応や保護者との情報共有が適切に行われている。また、子どもの保健に関する計画の作成、一人ひとりの健康状態についての情報共有、保護者からの情報取得に努めている。さらに、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関して職員および保護者への情報提供が行われており、健康管理体制が非常に整っていると判断された。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断・歯科健診の結果が体系的に記録され、関係職員に共有されていることが確認されている。具体的には、結果を保健に関連した計画に組み込み、保育に反映させる取り組みが行われている。また、結果を保護者に伝えているため、家庭での日常生活に反映されるよう努めていることが明記されている。これにより、診断結果が保育に十分に反映されていると判断できる。健康や発達の情報が組織内外で共有され、問題のある場合には適切な対応が図られていると考えられる。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	事業者は、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対する対応において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、状況に応じた適切な対応が行われていることが確認されている。また、慢性疾患のある子どもについても、医師からの指示をもとに適切な対応が実施されており、保護者との密な連携を通じて配慮ある保育環境を提供している。職員は必要な知識や技術を習得し、アレルギーに対する研修等の機会を設けているため、組織的に適切な体制が整っていると判断される。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	事業者は、子どもが食事を楽しむことができるよう、多岐にわたる工夫や取組を実施している。具体的には、保育の計画に食に関する豊かな経験を位置づけたり、子どもが楽しく落ち着いて食事をとれる雰囲気を作ったりしている。さらに、子どもの発達に合わせた食事の援助や食器の材質・形状への配慮、個人差に応じた食事の量の調整にも取り組んでいる。加えて、子どもが食に関心を深めるための取組や家庭との連携も強化されていることから、食事を楽しむための環境が十分に整備されていると判断される。	

A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	子どもの食事提供に関する取組が非常に充実している。子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮しつつ、献立や調理方法に工夫が施されている。また、子どもの食べる量や好き嫌いの把握が行われており、さらに残食の調査や検食簿の記録に基づき、日々の献立や調理に反映している。季節感や地域の食文化も考慮されており、調理員や栄養士が子どもたちとのコミュニケーションを図りながら食事の様子を確認している。このような取り組みの結果、子どもにとっておいしく安心して食べられる食事が提供されている。また、衛生管理の体制も整備され、マニュアルに基づき適切に管理されている。これらの総合的な取り組みが評価されている。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は家庭との日常的な情報交換を連絡帳などを通じてしっかり行っている。また、保育の意図や保育内容についても保護者が理解できるような機会を提供し、保護者と子どもの成長を共有するための支援も行われている。加えて、家庭の状況や保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。このように、保護者との適切な連携を図るための取り組みが十分に整備されていることから、子どもの生活を充実させるための連携がしっかりと実現されていると判断される。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保育所は、保護者が安心して子育てできるよう、日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、相談に応じる体制を整えている。個々の保護者の事情に配慮し、保育所の特性を活かした支援を実施していることが確認できる。また、相談内容は適切に記録され、保育士等が助言を受けられる体制も整備されている。これらの取り組みにより、組織的な保護者支援の体制が確立されており、保護者が安心できる環境が提供されていると判断される。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	事業者は家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応及び予防に対し、包括的かつ効果的な取り組みを実施している。具体的には、子どもの心身の状態や家庭での養育状況の継続的な把握に努め、職員間で迅速に情報共有し対応を協議する体制が整っている。さらに、予防的な保護者支援や職員への意識向上の取り組みがある。また、児童相談所等の関係機関との連携体制を確立し、マニュアルに基づく職員研修も実施されており、総合的に支援体制が十分に整備されている。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	保育士等が記録や職員間の話し合いを通じて主体的に自己評価を行っていることや、子どもの心の育ちや意欲に配慮した評価を行っている点を確認できる。さらに、自己評価が定期的実施されていることも確認済みである。しかし、自己評価が互いの学び合いや保育の改善、専門性の向上につながっていないとされており、その結果として保育所全体の自己評価に組織的に反映されていないため、改善の余地があると判断される。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	事業経営を進める上で、体罰や威嚇を含む不適切な対応が発生しないよう、具体的な施策が取られている。就業規則において、体罰等の禁止が明記され、職員全員がその内容を十分に理解している。また、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況についても特定し、それを未然に防ぐための研修や日常的な話し合いが積極的に行われている。これにより、体罰等の防止と早期発見に向けて、組織的な取り組みが確立されていると判断される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	26人
調査方法	Webフォームアンケート（記名なし）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

<p>1 入園時の説明と安心感</p> <p>全体として、入園前の見学受け入れや入園時の説明は概ね丁寧に行われていると受け止められている。多くの保護者が、入園前に見学の機会があり、保育内容や方法、園の理念や方針について説明を受けたうえで入園している。また、入園時に子どもの様子を実際に見ることで、「子どもを預ける不安が軽減した」とする回答が多数であり、初めて就園する保護者にとっても安心感につながっていると考えられる。一方で、途中入園の際には当初説明や面談の機会が限られていたが、進級時には設けられたとの記述もあり、年度途中で入園する家庭への情報提供機会をどう確保するかは、今後も工夫の余地があるといえる。</p> <p>2 職員の関わりと園の雰囲気</p> <p>自由記述からは、「先生も明るく子ども達も楽しそう」「先生方がいつも優しく、子ども一人ひとりをよく見て丁寧に関わってくれる」「子どものペースに合わせてくれていると感じる」といった声が複数寄せられており、職員の関わりは総じて高く評価されている。園の雰囲気についても、「明るく、子どもがのびのび過ごせる」「安全で清潔な環境が整っており、安心して通わせることができる」との意見がみられ、日々の園生活に対する信頼感は厚いといえる。</p> <p>また、「在園期間の長い先生が多い印象」「園長や主任の先生の考え方や子どもへの接し方がとても良い」との記述からは、職員の定着とリーダーの姿勢が、保護者の安心感を支える要因となっていることがうかがえる。</p> <p>3 情報提供と保護者とのコミュニケーション</p> <p>送迎時の会話や連絡帳、ホワイトボード、「園だより」「クラスだより」などを通じた情報提供については、多くの保護者が「園やクラスの様子が分かりやすく伝えられている」と回答している。また、困ったときには「都度相談ができる」との記述もあり、日常的なコミュニケーションが機能している様子がうかがえる。</p> <p>一方で自由記述では、「参観以外の園での様子があまりわからないので、写真や動画で共有してもらえればもう少しあると嬉しい」「日々の活動内容やお昼寝の様子、友達との関わり方、発達や生活習慣の変化などを、もう少し詳しく知りたい」といった要望が数多くみられる。行事やイベントの写真の共有頻度を増やしてほしい、クラスの子どもの様子の写真をもう少し頻繁に更新してほしいといった声も複数あり、保護者は、園での一日の具体的な過ごし方を、視覚的・具体的に知りたいというニーズを持っているといえる。</p> <p>4 給食・健康・安全面に関する評価</p> <p>給食については、「栄養バランスが良く、美味しそうに食べている」「給食も個別に対応してもらえて、ここまでしてくれる園はなかなかないと感謝している」といった肯定的な記述が多く、食事提供は高く評価されている。健康診断の結果や感染症発生時の連絡も概ね行われていると受け止められているが、「感染症が出た際、どのクラスで何人出ているかなど、もう少し詳しい情報があると助かる」との声が複数みられ、現在の情報提供に一定の安心はあるものの、より具体的な情報を望むニーズも明らかになっている。</p> <p>給食の内容に関しては、「麺類を増やしてほしい」「同じメニューが多いので、もう少しバリエーションがあると良い」「給食のメニューや食事の様子、食べる量や好き嫌いを知りたい」といった要望が挙がっている。</p> <p>5 子どもの成長と今後期待される取組</p> <p>保護者の多くが、「登園を重ねるうちに子どもが明るく自信を持つようになった」「生活リズムが整い、できることが増えた」「毎日楽しく園に通い、いろいろなことに興味を持つようになった」と記しており、園での生活を通して、情緒面・生活面・意欲面の成長が着実に見られていることがうかがえる。作品作りやイベント、誕生日会などにも「熱心に取り組んでいる」「子どもが楽しめる行事が多い」との評価があり、多様な活動が子どもの意欲と楽しさにつながっていると見える。</p> <p>その一方で、「外遊びが他の園より少ない印象」「体操や運動遊び、鉄棒や跳び箱、竹馬など、身体づくりにつながる活動をもう少し増やしてほしい」「夏場にプールに入れない場合でも、水遊びができると良い」といった意見もいくつか見られ、屋外活動や運動遊びのさらなる充実が期待されている。</p> <p>総じて、保護者からは「園やサービスに満足している」「保育園があるおかげで仕事ができ、感謝している」「これからも今のように温かく子どもを見守ってほしい」といった感謝と信頼の声が多く寄せられている。日々の保育実践と職員の関わりは高く評価されており、今後は、写真・コメント等を通じた可視化された情報提供や、運動遊び・屋外活動の工夫、職員間での関わり方のさらなる質の統一などに取り組むことで、保護者の安心と満足が一層高まっていくと考えられる。</p>
--